

## 伊奈町環境にやさしい生垣等設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害時におけるブロック塀倒壊等の被害防止のために常緑樹による生垣等を設置し町のさらなる緑化を図ることにより、環境にやさしいまちづくりを推進していくことを目的とし、毎年度予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊奈町補助金等交付規則（平成11年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等 コンクリート万年塀及びコンクリートブロック造、レンガ造その他これらに類する構造の塀

(2) 生垣等 高さのほぼ均一な樹木を列状に植栽したもの

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、自己の所有する町内の土地に対し、既存のブロック塀等を撤去し、新たに道路面の緑化を目的とした生垣等の設置を行う者であって、町税に滞納がないものとする。

### (補助対象の要件)

第4条 補助金の対象の要件は、次に掲げるものとする。

(1) 撤去するブロック塀等の高さが道路面から1.2メートル以上かつ2.2メートル以下であること。

(2) ブロック塀等を一部撤去し生垣等を設置する場合は、存置するブロック塀等の高さを道路面から1.2メートル未満に低減すること。

(3) 生垣等は一般の通行の用に供されていると認められる道路に面しており、その長さが3メートル以上であること。

(4) 生垣等は植栽本数が1メートル当たり2本以上であって、樹高が80センチメートル以上であること。ただし、ブロック塀等を一部撤去し生垣等を設置する場合は、存置するブロック塀等よりも樹高を10センチメートル以上高くすること。

(5) 樹種は生垣等に適したものとし、町の特産物である梨の赤星病発生を防止するため、ビャクシン類は植栽しないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) ブロック塀等の撤去に対する補助については、ブロック塀等1平方メートル当たり4,000円とし、50,000円を限度額とする。

(2) 生垣等の設置に対する補助については、1メートル当たり3,000円とし、50,000円を限度額とする。

2 前項に規定する補助金の額を算定する場合において、ブロック塀等に1平方メートル未満の端数が生じる場合及び生垣等に1メートル未満の端数が生じる場合は、小数点以下2位未満を切り捨てるものとする。

3 補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付の回数は、同一の設置場所に対し1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、環境にやさしい生垣等設置補助金交付申請書(第1号様式)により、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

(1) 付近見取り図

(2) 平面図等

(3) 工事着手前の現況写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付を決定したときは環境にやさしい生垣等設置補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付を決定したときは環境にやさしい生垣等設置補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、交付の決定を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、環境にやさしい生垣等設置補助金計画変更・中止申請書(第4号様式)により町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、町長が認める軽微な変更は除く。

(1) 補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするとき。

(2) 補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は遂行が困難になったとき。

(完了報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、生垣等設置完了後1か月以内又は補助金交付に係る当該年度の1月31日のいずれか早い日までに、環境にやさしい生垣等設置補助金完了報告書兼請求書(第5号様式)に工事完了後の完成写真を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付額決定)

第10条 町長は、前条の報告があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、環境にやさしい生垣等設置補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(維持管理義務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、生垣等を適正に管理し、良好に維持しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。